

羽後町の空き家を所有・管理する皆様へ

台風や強風、雪下ろし、雑草の繁茂等で周囲に悪影響を及ぼさないよう、空き家の適正管理をお願いいたします。

また、要件によりますが、危険な空き家については解体の補助制度もあります。空き家の管理などご相談等がありましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

【空き家管理についてのお問合せ先】

羽後町役場生活環境課（〒012-1131 雄勝郡羽後町西馬音内字中野 177）

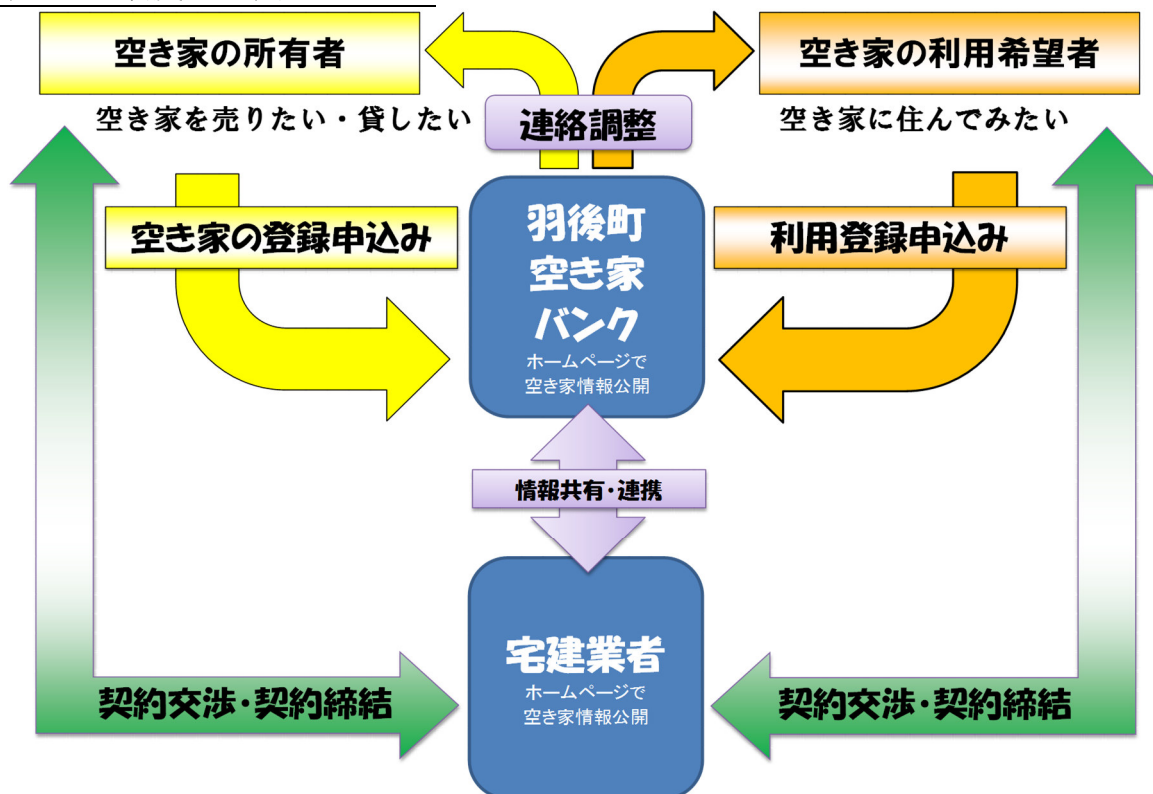
電話：0183-62-2111 FAX：0183-62-2120 Email：chosei@town.ugo.lg.jp

羽後町空き家バンク登録のお願い

1 空き家バンク制度とは

羽後町内の空き家を「売りたい」、「貸したい」ことを希望している所有者から、空き家バンクへの登録申込を受けて、その空き家の情報を町のホームページ等で公開し、お住まいをお探しの方に情報提供するサービスです。

2 空き家バンク制度のご利用イメージ



3 空き家バンク制度の主なサービス内容

- ① 空き家の所有者・利用希望者の相談受付
- ② 空き家を仲介する、宅建業者の紹介
- ③ 空き家の情報をホームページ等で紹介します。

【注意事項】

- 1 実際の交渉・契約等は協力宅建業者の仲介により行っていただきます。
- 2 町は、物件の契約交渉に直接関与しません。
- 3 空き家の状態によっては、空き家バンクに登録出来ない場合があります。

4 空き家の登録方法(売りたい方、貸したい方)

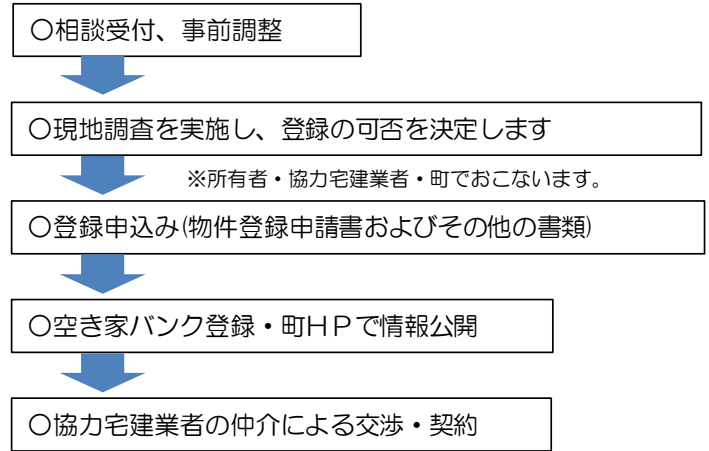
企画商工課までご相談いただき、町で空き家の確認や協力宅建業者のご紹介などの事前調整をおこないます。その後、所有者様、宅建業者、町の3者で現地調査を実施し、空き家バンクに登録できる物件かどうかを審査いたします。登録が可となった場合、空き家の写真や間取り等を町のホームページ等に掲載いたします。

◆空き家物件の登録手続きフロー

(1)登録に必要な書類

- ①空き家バンク登録申込書
- ③登録希望物件に係る登記簿謄本の写し
- ④図面、間取り図等
- ⑤その他必要な書類(近隣施設情報等)

※登記簿謄本や間取り図は、仲介する宅建業者が用意いたします。



5 利用希望者の登録方法(空き家に住んでみたい方)

お住まいをお探しの方なら、町内外を問わずどなたでも登録できます。企画商工課へご相談の上、利用登録に必要な申込書等をご提出ください。登録後は希望物件の現地案内や交渉を申込むことができます。

◆利用希望者の利用登録手続きフロー

(1)登録に必要な書類

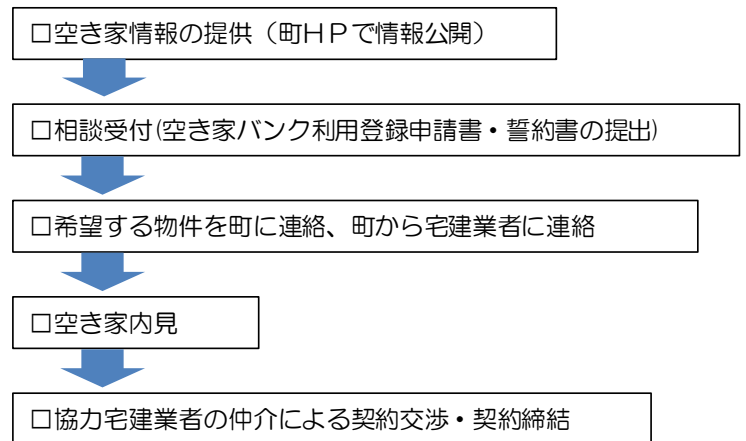
- ①空き家バンク利用登録申込書
- ②空き家バンク利用誓約書

(2)希望物件の現地見学

利用登録後は、空き家の現地見学を行うことができます。関心がある登録物件がありましたら 町へご連絡下さい。

(3)希望物件の交渉申込

見学後、購入を希望される場合は、宅建業者が仲介し、契約交渉を行います。



6 物件の交渉・契約について

登録物件の契約交渉、契約成立までの手続きは、物件を担当している協力宅建業者の仲介により進められます。なお、協力宅建業者の仲介により、売買契約が成立した場合は、法律で定められた仲介手数料が発生いたします。

町内に物件を所有し、有効活用を検討されている方、または、住まいをお探しの方は、ぜひお気軽にご相談ください。

【羽後町空き家バンクお問合せ先】

羽後町役場企画商工課 (〒012-1131 雄勝郡羽後町西馬音内字中野 177)
電話：0183-62-2111 FAX：0183-62-2120 Email：kikaku@town.ugo.lg.jp